平成２４年（フ）第５６号
仙台市青葉区大倉字上原20番地の１、開始決定時の住所仙台市青葉区大倉字上下20番地
破産者　早坂　清和
１　決定年月日　平成24年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
長野県安曇野市三郷明盛2348番地４
破産者　松井　三良
１　決定年月日　平成24年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６９０号
福岡市中央区草香江２丁目11番１―605号
破産者　井上佐衣子
１　決定年月日　平成24年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４００号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目３番１―701号、前住所福岡市東区香住ヶ丘４丁目38番13号
破産者　五嶋　寿記
１　決定年月日　平成24年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４７号
横浜市栄区本郷台４丁目27番１号
破産者　小島　陽子
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４８号
横浜市栄区本郷台４丁目27番１号
破産者　小島恵美子
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９６号
静岡県熱海市下多賀1411番地の２、前住所静岡県熱海市下多賀1415番地の14
破産者　永田　陽子
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
愛知県安城市桜町11番１号　ハイレジデンス桜町405、開始決定時の住所愛知県安城市横山町大山田中86番地　ライオンズガーデン安城横山803
破産者　長谷川　譲
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
愛知県安城市安城町常福寺55番地
破産者　稲垣　和幸
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
愛知県安城市三河安城本町２丁目３番地８　ＣＡＳＡ・ＶＥＲＤＥ1001
破産者　大川　　亘
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４７８号
広島市佐伯区吉見園１番12―501号
破産者　松浦　茂子
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７号
山口県宇部市木田40―221軽費老人ホームアスワン山荘内、住民票上の住所山口県宇部市大字小野10814番地
破産者　伊藤　昭子
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１３０号
富山市三上87番地３
破産者　小村　宗紀
１　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
２　一般調査期日　平成24年12月25日午後１時30分
平成24年10月10日　　富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５号
佐賀県伊万里市黒川町塩屋180番地
破産者　池田　嘉信
１　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
２　一般調査期日　平成24年12月12日午後１時30分
平成24年10月11日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９５３号
大阪市福島区福島３丁目６番６―401号、前住所大阪府豊中市東豊中町６丁目15番40号
破産者　山田佳奈美
１　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
２　一般調査期日　平成24年12月10日午後３時30分
平成24年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５号
長野市安茂里小市４丁目19番３号
破産者　左治木崇久
１　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
２　一般調査期日　平成25年１月21日午前11時
平成24年10月15日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６５１号
大阪府守口市東町２丁目13番18号
破産者　伯徳商事こと　濵田　健三
１　破産債権の届出期間　平成24年11月16日まで
２　一般調査期日　平成24年12月17日午後３時30分
平成24年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６５号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目14番４号
破産者　株式会社サム企画
１　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
２　一般調査期日　平成24年12月20日午後２時
平成24年10月12日
大阪地方裁判所堺支部破産係